

# 重要文化財旧札幌農学校演武場（時計台）保存活用計画検討委員会設置要綱

令和6年8月8日 市民文化局長決裁

## （目的）

第1条 旧札幌農学校演武場（時計台）の保存活用方法、各種改修に係る検討に際して専門的知見を得るために、重要文化財旧札幌農学校（時計台）保存活用計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 検討委員会の委員は、次の事項についてそれぞれの専門的な立場から助言し議題について意見交換を行うものとする。

- (1) 旧札幌農学校演武場（時計台）の保存修理・活用整備に関すること。
- (2) 旧札幌農学校演武場（時計台）の防災対策や冷暖房設備の整備に関すること。
- (3) その他、旧札幌農学校演武場（時計台）保存修理事業に必要なこと。

## （検討委員会の構成等）

第3条 委員会の委員は、内部委員（札幌市職員）2名、外部委員（札幌市職員以外の者で学識経験を有する者）5名とし、市長が委嘱するものとする。

- 2 委員会の設置期間は、委員会を設置した日から令和8年3月31日までとする。
- 3 オブザーバーとして、文化庁の専門職員を置く。

## （委員長及び副委員長）

第4条 検討委員会には、委員長及び副委員長を置くものとする。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときにはその職務を代理する。

## （会議）

第5条 委員会は、市民文化局長が必要に応じて招集する。

## （謝礼）

第6条 市長は、外部委員に対し、予算の範囲内において謝礼を支払うものとする。

- 2 外部委員への謝礼の額は、札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）別表に規定する専門委員に準じるものとする。

## （庶務）

第7条 委員会の庶務は、市民文化局文化部文化振興課において処理する。

## （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市民文化局長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年8月8日から施行する。